

第1章 市営住宅長寿命化計画の背景と目的

1 計画の背景と目的の整理

(1)市営住宅長寿命化計画の背景と目的

小野市(以下、「本市」という。)は、平成 25 年 3 月に「小野市営住宅長寿命化計画(計画期間:平成 25~34(令和 4)年度)」(以下、「前計画」という。)を策定し、市営住宅の効率的かつ効果的な活用方針を定めるとともに、計画的に修繕・改善を行ってきました。

国においては、平成 28 年度に「公営住宅等長寿命化計画策定指針(以下、「改定指針」という。))が改定され、厳しい財政状況下において、大量の公営住宅等を効率的かつ円滑に更新し、公営住宅等の需要に的確に対応することが地方公共団体の課題となっていると示されています。

一方、市営住宅をはじめとする本市の公共施設の多くは老朽化が進んでおり、効率的かつ安定的な財政運営を継続するために、公共施設全体の最適化や長寿命化、統廃合等を多角的に検討し、資産として有効活用していくための方向性を示す「小野市公共施設等総合管理計画(計画期間:平成 28~37(令和 7)年度)」が平成 28 年 4 月(令和 2 年 9 月改訂)に策定され、多極多層型のコンパクトで成熟したまちづくりを目指していく必要があります。

また、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」が平成 29 年 4 月に改正され、民間賃貸住宅等を活用した新たな住宅セーフティネット制度が創設され、公営住宅を取り巻く環境は大きく変化していくことが予想されます。

以上を踏まえ、「第 2 期小野市総合戦略」をはじめとする上位・関連計画を踏まえ、住宅セーフティネットの中核となる市営住宅について現状と課題を明確にし、市営住宅の長寿命化とライフサイクルコストの縮減を図るため、小野市営住宅長寿命化計画を策定します。

(2)計画期間の設定

本計画は、令和 5 年度から令和 14 年度までの計画期間とします。

また、社会情勢の変化、国や兵庫県の住宅施策の動向及び事業の進捗状況等に応じて本計画を見直します。

年度	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年	令和 8 年	令和 9 年	令和 10 年	令和 11 年	令和 12 年	令和 13 年	令和 14 年
基本計画 住生活	令和 5 年度～令和 14 年度									
長寿命化計画 市営住宅	令和 5 年度～令和 14 年度									

(3)計画の位置付け

本計画は、市営住宅の長寿命化とライフサイクルコストの縮減に向けて計画的に取り組み、「小野市住生活基本計画」と整合を図ります。

